

中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会及び
微小粒子状物質測定法専門委員会の廃止について（案）

1. 廃止理由

平成 20 年 12 月 9 日付け諮問第 251 号により中央環境審議会に対してなされた「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（諮問）」を受け、大気環境部会に微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会が設置された。

平成 21 年 8 月の第 10 回微小粒子状物質環境基準専門委員会及び第 5 回微小粒子状物質測定法専門委員会においてそれぞれ報告が取りまとめられ、平成 21 年 9 月 3 日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申を行い、各専門委員会での調査事項が終了したので廃止する。

2. 「中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について」の改正

「中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について」（平成 13 年 3 月 19 日部会決定）を別紙のとおり改正する。